

規制に係る事前評価書

法令の名称	大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律案
政策の名称	ばい煙量等の測定結果の未記録等に対する罰則の創設
担当部局・評価者	環境省 水・大気環境局 大気環境課長 山本光昭 水環境課長 森北佳昭 電話番号:03-3581-3351
評価実施時期	平成22年2月23日
規制の目的、内容及び必要性並びに生じる費用、便益	
目的	ばい煙量等の測定結果の記録義務の確実かつ適正な履行を図る。
内容	ばい煙量等及び排出水等の汚染状態の測定結果の記録について、記録をせず、虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかった者に対して、罰則を設けることとする。
関連条項	大気汚染防止法第16条及び第35条、水質汚濁防止法第14条第1項及び第2項並びに第33条第3号
必要性	昨今、大企業も含めた一部の事業者において、ばい煙量等の測定結果の記録の改ざん等の事案が相次いで明らかとなっている。このような改ざん等がなされた場合、都道府県等が定期的に立入検査を行っても、排出基準に適合しない排出があった事実を把握することができず、改善命令等の必要な措置を講ずる機会を逸し、ひいては、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれを引き起こすことになりかねない。このため、当該測定結果の記録義務に罰則を設ける必要がある。
費用	
遵守費用	新たな負担は発生しない
行政費用	新たな負担は発生しない
その他の費用	新たな負担は発生しない
便益	測定結果の記録義務の確実かつ適正な履行を担保することにより、都道府県等が適確に改善命令等を発動し、人の健康又は生活環境に係る被害の発生を防止することができる。

想定される代替案		
代替案①	適正な記録を行うべき旨の行政指導を更に積極的に進める。	
	費用	
	遵守費用	新たな負担は発生しない
	行政費用	新たな負担は発生しない
	その他の費用	新たな負担は発生しない
便益	代替案のみでは、測定結果の記録義務の確実かつ適正な履行を担保することはできない。	

政策評価の結果(費用と便益の関係の分析等)

費用:事業者については、現行の大気汚染防止法及び水質汚濁防止法においてもばい煙量等の測定結果の記録義務が課せられており、引き続き適切に記録・保存すれば罰則を科せられることはないため、費用が新たに発生することはない。

便益:代替案や罰則を設けない場合に比べ、測定結果の記録義務の確実かつ適正な履行が担保されるため、都道府県等が適確に改善命令等を発動し、人の健康又は生活環境に係る被害の発生を防止することができるようになる。

有識者の見解その他の関連事項

昨今、一部の事業者により排出測定データの改ざん事案が発生したところであり、これにかんがみるに、排出測定データの記録の確実な収集・管理と信頼性の確保を担保するため、意図的な排出測定データの未記録又は改ざんに対し罰則を設け、記録の一層の励行及び改ざんに対する抑止力の発揮を図ることが必要である。また、測定・記録義務を実効あるものとするため、地方自治体による立入検査等の効果的な実施を促進する必要がある。(「今後の効果的な公害防止の取組促進方策の在り方について」(平成22年1月中央環境審議会答申))

レビューを行う時期又は条件

附則の規定に基づき、この法律の施行5年後を予定。

備 考

規制に係る事前評価書（要旨）

【大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律案】

規制の内容	ばい煙量等の測定結果の未記録等に対する罰則の創設		
担当部局	環境省 水・大気環境局大気環境課、 水環境課 電話番号03-3581-3351		
評価実施時期	平成22年2月23日		
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【目的】 ばい煙量等の測定結果の記録義務の確実かつ適正な履行を図る。</p> <p>【内容】 ばい煙量等及び排水等の汚染状態の測定結果の記録について、記録をせず、虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかった者に対して、罰則を設けることとする。</p> <p>【必要性】 ばい煙量等の測定結果の記録の改ざん等の事案が相次いで明らかとなっており、このような改ざん等がなされた場合、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれを引き起こすこととなりかねないため。</p>		
	関連条項 大気汚染防止法第16条及び第35条、水質汚濁防止法第14条第1項及び第2項並びに第33条第3号		
想定される代替案	適正な記録を行うべき旨の行政指導を更に積極的に進める。		
規制の費用	費用の要素	代替案の場合	
	(遵守費用)	新たな負担は発生しない	新たな負担は発生しない
	(行政費用)	新たな負担は発生しない	新たな負担は発生しない
(その他の社会的費用)	新たな負担は発生しない	新たな負担は発生しない	
規制の便益	便益の要素	代替案の場合	
	測定結果の記録義務の確実かつ適正な履行を担保することにより、都道府県等が適確に改善命令等を発動することができるようになり、人の健康又は生活環境に係る被害の発生を防止することができる。	代替案のみでは、測定結果の記録義務の確実かつ適正な履行を担保することはできない。	
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	<p>費用：事業者については、現行の大気汚染防止法及び水質汚濁防止法においてもばい煙量等の測定結果の記録義務が課せられており、引き続き適切に記録・保存すれば罰則を科せられることはないため、費用が新たに発生することはない。</p> <p>便益：代替案や罰則を設けない場合に比べ、測定結果の記録義務の確実かつ適正な履行が担保されるため、都道府県等が適確に改善命令等を発動し、人の健康又は生活環境に係る被害の発生を防止することができるようになる。</p>		
有識者の見解その他の関連事項	昨今、一部の事業者により排出測定データの改ざん事案が発生したところであり、これにかんがみるに、排出測定データの記録の確実な収集・管理と信頼性の確保を担保するため、意図的な排出測定データの未記録又は改ざんに対し罰則を設け、記録の一層の励行及び改ざんに対する抑止力の発揮を図ることが必要である。また、測定・記録義務を実効あるものとするため、地方自治体による立入検査等の効果的な実施を促進する必要がある。（「今後の効果的な公害防止の取組促進方策の在り方について」（平成22年1月中央環境審議会答申））		
レビューを行う時期又は条件	附則の規定に基づき、この法律の施行5年後を予定。		
備 考			